

**「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」の新旧対照表**

(新)	(旧)
<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成28年4月1日改正)</u></p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 工事成績評定の減点 (1) (略)</p> <p>(2) 技術資料に記載された配置予定技術者の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×(α－γ)／α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点 γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <u>配置予定技術者とは、技術評価点自己評価表に記載した技術者（主任（監理）技術者、補助技術者）を指す。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>10 その他 <u>この基準は、平成28年4月1日以降の入札公告に適用する。</u></p>	<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成27年4月1日改正)</u></p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 工事成績評定の減点 (1) (略)</p> <p>(2) 技術資料に記載された配置予定技術者の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×(α－γ)／α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点 γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 その他 <u>この基準は、平成27年4月1日以降の入札公告に適用する。</u></p>